

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 一 埼玉県川越地方庁舎駐車場使用料収納事務委託(西部創造)
- 一 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(北部創造)
- 一 朝霞浄水場常用発電設備整備事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧(温暖化対策課)
- 二 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧(廃棄物指導課)
- 二 県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託(社会福祉課)
- 三 平成十五年埼玉県告示第七百八十六号(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一診療及び検査の項及び体力測定その他の体力測定の際に規定する知事が別に定める額について)の一部を改正する告示(障害者社会参加推進室)
- 三 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)

- 三 平成十九年度埼玉県ふぐ調理師試験(食品安全課)
- 三 大規模小売店舗の変更に關する公示(商業支援課)
- 四 平成十九年度中国山西省農業技術研修員語学支援業務に關する入札公告(農業支援課)
- 四 上尾市大谷北部第四土地区画整理組合の設立認可(市街地整備課)
- 六 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(市街地整備課)
- 六 桶川市坂田東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(市街地整備課)
- 六 開発行為に關する工事の完了公告(建築指導課)
- 七 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示(税務課)
- 七 開発行為に關する工事の完了公告(東松山県土)
- 七 小児医療センター医療情報シス

- テムデータ作成業務の随意契約に關する公示(小児医療センター) 七
- 正誤
- 七 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課) 七
- 七 埼玉県規則第十八号中訂正(行政管理課) 七
- 八 埼玉県告示第五百二十七号中訂正(社会福祉課) 八

## 告示

埼玉県告示第七百四十一号  
 埼玉県自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。  
 平成十九年五月一日  
 埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県川越地方庁舎駐車場	東京都新宿区岩戸町九番地 富士警備保障株式会社 代表取締役 鶴賀 孝宏	平成十九年四月一日から平成十九年九月三十日まで

### 埼玉県告示七百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション <http://>

www.satnamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人深谷・まち生活

サポートの会

三 代表者の氏名

坂田 正彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷九百四十七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域生活の支援を必要とする障害を持った人々に、生活自立支援施設および就労の場を提供するとともに、生活の質を高め、満足できる豊かな地域生活が営めるように支援する。そして地域社会と連携しつつ、利用者の権利擁護と生活自立支援を実行し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百四十三号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼

埼玉県告示第七百四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設設置許可申請書が提出

玉県条例第六十一号)第三十条の二第二項の規定により、朝霞・三園ユーティリティサービス株式会社から朝霞市の区域内において行われた朝霞浄水場常用発電設備整備事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県西部環境管理事務所

朝霞市環境保全課

さいたま市環境対策課

戸田市環境クリーン室

志木市環境推進課

和光市環境課

新座市環境対策課

富士見市環境課

二 縦覧の期間

平成十九年五月一日(火)から同年

六月一日(金)まで(ただし、土曜

日、日曜日及び休日を除く。)の午前

九時から午後四時三十分まで

されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設を設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社クリーンテックサマー

埼玉県深谷市折之口一九八五番地

代表取締役 反後 太郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原一八七三番二、一八七三番三、一八七三番四及び一八七七番三

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七條第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設(キルンストロカ炉、たて型ストロカ炉各一基)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(各施設共通)

イ 産業廃棄物

汚泥(堆肥化不可能(高塩分)なものに限る。)、廃油、廃酸(堆肥化不可能(高塩分)なものに限る。)、廃アルカリ(堆肥化不可能(高塩分)なものに限る。)

ろ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ(堆肥化不可能(高塩分)なものに限る。)、ゴムくず、動物のふん尿、動物の死体(牛、馬、豚、めん羊及び山羊を除く。)

及び動物系固形不要物

ロ 特別管理産業廃棄物

廃油(燃焼しやすいものに限る。)、廃酸(腐食性のものに限る。)、廃アルカリ(腐食性のものに限る。)、感染性産業廃棄物並びに特定有害産業廃棄物のうち

廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリ

五 申請年月日

平成十八年十二月二十八日

六 縦覧場所及び時間

六 縦覧場所及び時間

六 縦覧場所及び時間

六 縦覧場所及び時間

六 縦覧場所及び時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県総務部県政情報センター	午前九時から午後五時まで
埼玉県環境部廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市環境部廃棄物対策課	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市市民環境部環境課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

平成十九年五月一日から同年六月一日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代  
表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成十九年五月一日から同年六月十五日まで

十 意見書の提出方法

持参又は郵送(平成十九年六月十五日消印有効)

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所(郵便番号三六〇一〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三  
丁目九番一号)

埼玉県告示第七百四十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定によ  
り、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲  
げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者歯科 診療所 埼玉県立あさか向陽園障害 者歯科診療所 埼玉県立そうか光生園障害 者歯科診療所 埼玉県障害者交流センター 及び同施設の附属設備	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十 八番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 後閑 博	平成十九年 四月一日か ら平成二十 年三月三十 一日まで

埼玉県告示第七百四十六号

平成十五年埼玉県告示第七百八十六号

(埼玉県総合リハビリテーションシ  
ンセ  
ンタ  
ー  
条  
例  
別  
表  
第  
一  
診  
療  
及  
び  
検  
査  
の  
項  
及  
び  
体  
力  
測  
定  
の  
そ  
の  
他  
の  
体  
力  
測  
定  
の  
項  
に  
規  
定  
す  
る  
知  
事  
が  
別  
に  
定  
め  
る  
額  
に  
つ  
い  
て)の  
一  
部  
を  
次  
の  
よ  
う  
に  
改  
正  
し  
、  
公  
布  
の  
日  
か  
ら  
施  
行  
す  
る。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

表診療及び検査の項区分の欄中「十対  
一入院基本料」を「七対一入院基本料」  
に改め、同項金額の欄中「二、九九〇円」  
を「二、四四〇円」に、「一、九〇〇円」  
を「二、三三〇円」に改める。

埼玉県告示第七百四十七号

次に掲げる病院は、救急病院等を定め  
る省令(昭和三十九年厚生省令第八号)

第一条第一項に規定する救急病院でなく  
なった。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地
医療法人福寿会埼 玉草加病院	草加市谷塚町一一

埼玉県告示第七百四十八号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例  
(平成十四年埼玉県条例第七十八号。以  
下「条例」という。)第四条の規定によ  
り、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

イ 学科試験

平成十九年八月二十一日(火)

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号  
埼玉教育会館  
口 実技試験  
平成十九年八月二十三日(木)  
さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際調理師専門学校

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)第四条に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

平成十九年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領5に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成十九年七月十二日(木)及び

十三日(金)

午前十時から午後四時まで

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番一号

埼玉県自治会館

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による受付は行わない。

五 平成十九年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

イ 埼玉県保健医療部食品安全課及び

埼玉県各保健所

ロ さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課並びにさいたま市保健所及び

さいたま市保健所環境衛生課市場監視室

視室

ハ 川越市保健所

六 合格発表

平成十九年九月二十日(木)午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で合否を通知する。

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

八潮市大字大瀬字稗田八百二十二の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称の変更(変更前)

大和工商リース株式会社

(変更後)

大和リース株式会社

ハ 変更年月日

平成十九年四月一日

ニ 届出年月日

平成十九年四月二十日

二 縦覧期間

平成十九年五月一日から平成十九年九月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月一日から平成十九年九月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月一日

埼玉県告示第七百五十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

<p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 平成19年度中国山西省農業技術研修員語学支援業務 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成19年6月21日から平成20年1月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 埼玉県農林部農業支援課の指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 国、独立行政法人国際協力機構又は地方公共団体から入札参加資格を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>(3) 入札参加資格審査申請日において、銀行当座取引を停止されている者でないこと。</p> <p>(4) 業務の実施に必要な中国語の通訳者及び翻訳者並びに中国語検定試験3級程度以上の語学能力を有する日本語教師を雇用しており、かつ、本件業務に従事すべき者がやむを得ない理由により業務に従事できない場合には、交替要員を確保できる者であること。</p> <p>(5) 過去3年間に国、独立行政法人国際協力機構又は地方公共団体の開発途上国を対象とした農業技術研修における語学支援業務（日本語研修並びに農業技術研修の通訳及び資料の翻訳）を受託した実績がある者であること。</p> <p>(6) 入札参加資格審査申請日において、未納の税額がない者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p>	<p>埼玉県農林部 田 畑 匠</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県農林部農業支援課技術支援・国際農業交流担当 小林 信雄、松尾 賢治 電話048-830-4041（直通）</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 下記(3)の入札説明会において交付する。また、入札説明会終了後は、上記(1)の交付場所において交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 ア 場所 埼玉県庁別館地下1階 第1入札室 イ 日時 平成19年5月10日（木）午後1時30分</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 埼玉県職員会館地下1階 B02サークル室 イ 日時 平成19年5月30日（水）午前10時30分</p> <p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限 ア あて先 埼玉県農林部農業支援課技術支援・国際農業交流担当 イ 受領期限 平成19年5月29日（火）午後5時</p> <p>4 その他 (1) 入札保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(2) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を</p>
--	---

平成19年5月18日(金)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書による入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると発注者が判断した入札であって、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第七百五十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定により土地区画整理組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

上尾市大谷北部第四土地区画整理組

合

二 事業施行期間

平成十九年五月一日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字荻丁目字新田前、字東原、字中、字愛宕前、字上原、字宮前の各一部

大字向山字新田の一部

大字小敷谷字木戸、字原通の各一部

大字今泉字稲荷前、字台下、字前原の各一部

の各一部

大字大谷本郷字北久保の一部

大字川字新田、字台辻の各一部

大字地頭方字三ツ塚の一部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号

- 五 上尾市役所都市整備部画整理課内
- 六 設立認可の年月日
- 七 公告の方法
- 八 事業年度の
- 事務所の掲示場及び上尾市役所の掲示場に掲示するものとする。
- 事業計画の認可の年月日
- 平成十九年五月一日

まじ

埼玉県告示第七百五十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住 所

和久津 由雄 桶川市大字下日出谷九二九番地二

埼玉県告示第七百五十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により桶川市坂田東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住 所

佐々木 貞雄 桶川市大字坂田三四三番地四

埼玉県告示第七百五十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成十九年四月二十三日

指令東整第一七〇三六六二号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十五日第十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字泉井字太光一七七

一三、一七七四、一七八一六、一七八一七、字太光後二八三一一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市南町三番三号

有限会社 昌和建設

代表取締役 大谷 正忠

埼玉県川越県税事務所長告示一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年五月一日

埼玉県川越県税事務所長

田 中 昭 夫

氏名又は名称 有限会社 浅見石油

代表者の氏名 浅見 晏弘

主たる事務所又は事業所の所在地 埼玉県入間市仏子一一九八

指定取消年月日 平成十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年三月二十九日

第一八〇二二〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十五日

第一九〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字天神前一五二五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾一五二五番地

二

長島 まり子

埼玉県病院事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年五月一日

埼玉県病院事業管理者

伊 能 睿

1 購入等件名及び数量

小児医療センター医療情報システム

データ作成業務一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター事務局

業務課医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県三崎市中原区上小田中4丁目1番1号

5 契約金額

50,820,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年五月一日

埼玉県教育委員会委員長

石 川 正 夫

一 日時

平成十九年五月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則について

ロ その他

正 誤

三 下 二十二 誤

埼玉県規則第十八号(平成十九年三月三十日第八百六十二号)中訂正

ページ 段 行

同項第十二号を同項第十一号

正  
同項中第十一号  
を削り、第十二  
号を第十一号

埼玉県第五百二十七号(平成十九年三  
月三十日号外第十一号)中訂正

ページ 表中 行

八 指定年月日 前から四

誤

平成十九年二月二十八日

正

平成十九年二月一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)